



2021年4月20日

各 位

会 社 名 常 磐 開 発 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 木 純 一  
(JASDAQ・コード番号 1782)  
問 合 せ 先 管 理 本 部 経 理 部 次 長 青 木 伸 夫  
T E L 0 2 4 6 - 7 2 - 1 1 1 1

## 株式の併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、当社が2021年3月17日に公表した「株式の併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から2021年5月23日まで整理銘柄に指定された後、2021年5月24日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所の開設するJASDAQスタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

### 記

#### 1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、当社が2021年3月17日に公表した「株式の併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、以下の内容の株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。その結果、本議案は原案どおり承認可決されました。

- ① 併合する株式の種類  
普通株式

② 併合比率

当社株式について、260,000株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

783,852株

④ 効力発生前における発行済株式総数

783,855株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2021年2月12日に提出した第77期第3四半期報告書に記載された2021年12月31日現在の発行済株式総数(785,000株)から、当社が2021年3月17日開催の当社取締役会においてその消却を決議し、2021年5月25日付けで消却される予定の2021年3月5日現在当社が所有する自己株式の数(1,145株)を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

3株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

12株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、エタニティ株式会社(以下「公開買付者」といいます。)以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が保有する当社株式の数に、公開買付者が2020年11月16日から2021年2月9日まで実施した当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である9,000円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

## 2. 第2号議案（定款の一部変更の件）

当社は、当社が2021年3月17日に公表した「株式の併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、以下の内容の定款の一部変更について必要ご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。その結果、本議案は原案どおり承認可決されました。

本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は12株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

さらに、本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者のみとなり、また、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（基準日）を変更するものであります。

本議案に係る定款の一部変更の内容等は、当社が2021年3月17日に公表した「株式の併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、本議案に係る定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、2021年5月26日に効力が発生するものといたします。

## 3. 本株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2021年4月20日（火）
② 整理銘柄指定日	2021年4月20日（火）
③ 最終売買日	2021年5月21日（金）（予定）
④ 上場廃止日	2021年5月24日（月）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2021年5月26日（水）（予定）

以上